

### 3.1.3 土壌及び地盤の状況

#### (1) 土壌の状況

##### ① 土壌の状況

事業実施想定区域及びその周囲の土壌調査は、村上市、胎内市、新発田市及び聖籠町周辺で1954年に実施されている。事業実施想定区域及びその周囲では、図 3.1.23に示すとおり、村上市海岸沿いには未熟土壌と岩石土、その内陸側に褐色森林土が広がる。胎内市海岸沿いは、未熟土壌が大半を占め、一部灰色低地土とグライ土がみられる。新発田市海岸沿いと聖籠町海岸沿いは、未熟土壌でのみ構成されている。

##### ② 土壌の汚染状況

新潟県内では、南魚沼市や新潟市など合計7地点で土壌中のダイオキシン類濃度の調査を実施（令和2年度）しているが、いずれの地点も環境基準を下回っている。事業実施想定区域及びその周囲の村上市、胎内市、新発田市及び聖籠町において測定実績はない。

##### ③ 土壌汚染に係る苦情の発生状況

新潟県における典型7公害の発生源・発生原因別苦情件数の状況は、表 3.1.18に示すとおりであり、土壌汚染に係る苦情は7件のみである。

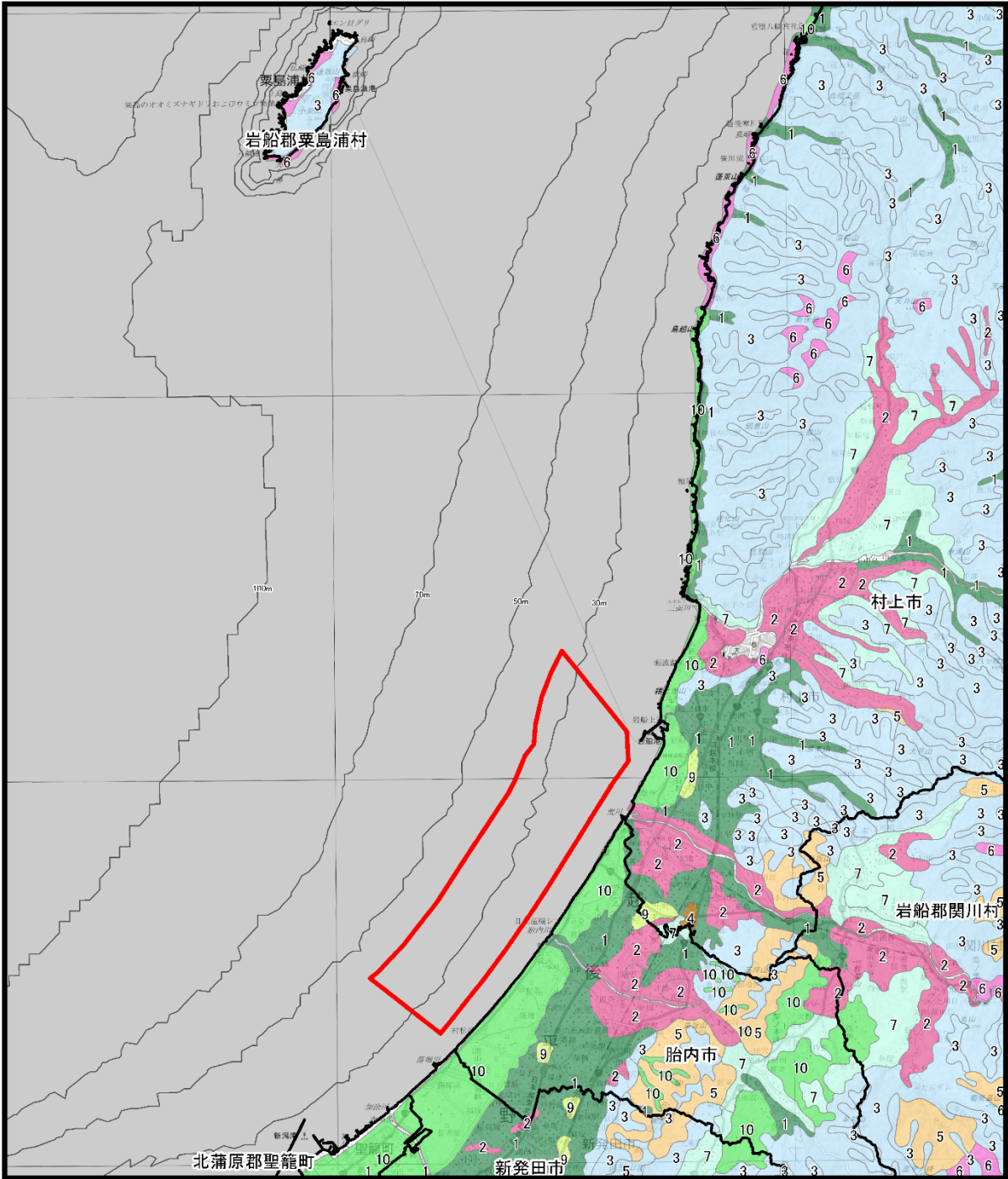
#### (2) 地盤の状況



##### ① 地盤沈下地域

「令和2年度全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和4年3月版）によると、事業実施想定区域及びその周囲において地盤沈下は報告されていない。

##### ② 地盤沈下に係る苦情の発生状況

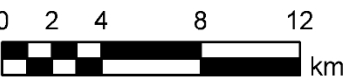
新潟県における典型7公害の発生源・発生原因別苦情件数の状況は、表 3.1.18に示すとおりであり、地盤沈下に係る苦情は2件のみである。



<b>凡例</b>  事業実施想定区域  行政界  等深線	<b>土壌分類</b>	
		1.グライ土
		2.灰色低地土
		3.褐色森林土
		4.褐色低地土
		5.岩屑土
		6.岩石地
		7.黒ボク土
		8.赤黄色土
		9.泥炭土
	10.未熟土	



1:300,000



0 2 4 8 12 km

**図 3.1.23 土壌分類図**

資料:  
「国土調査(土地分類調査・水調査)20万分の1土地分類基本調査(GISデータ)」(国土交通省HP)より作成

(3) 土壤汚染対策法による指定区域

① 要措置区域

土壤汚染状況調査の結果、汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合せず、土壤汚染の摂取経路がある区域で、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要となる区域である。新潟県による指定状況は、表 3.1.32のとおりである。

表 3.1.32 土壤汚染対策法による要措置区域

整理番号	指定年月日	指定番号	指定する区域の所在地※	面積 (m <sup>2</sup> )	して基準に適合しない特定有害物質の種類
整-23-1	平成23年6月17日	要-1号	新発田市稲荷岡字真野原2081番2の一部及び2081番4の一部	231	テトラクロロエチレン
整-R1-4	令和2年3月13日	要-4号	胎内市表町1256番5の一部	258.9	鉛及びその化合物

※ 指定時の地番を表記しているため、区域指定後の分筆等により現在の地番と異なる場合があります。

出典：新潟県HPより

② 形質変更時要届出区域

土壤汚染状況調査の結果、汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していないが、土壤汚染の摂取経路がない区域である。健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置は必要ではない区域であり、新潟県による指定状況は表 3.1.33のとおりである。

表 3.1.33 (1) 土壤汚染対策法による要措置区域

整理番号	指定年月日	指定番号	指定する区域の所在地※	面積 (m <sup>2</sup> )	して基準に適合しない特定有害物質の種類
整-25-5	平成26年2月28日 平成26年8月15日	形-18号	新発田市中曾根町三丁目588番2の一部、588番3、589番3及び590番3の一部	588.51	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
整-25-6	平成26年3月25日 平成26年5月2日	形-19号	胎内市協和町3964番の一部、4149番1の一部及び4149番6の一部	10,855.1	シアン化合物 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
整-27-1	平成27年11月27日	形-22号	新発田市豊町三丁目6224番4、6224番7、6225番4の一部、6225番5の一部、6254番4の一部、6254番5の一部、6255番5及び6255番7	40.28	砒素及びその化合物
整-28-1	平成28年4月1日 (一部解除) 平成28年10月14日	形-24号	村上市緑町一丁目4415番の一部及び4416番1の一部	97.5	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物

表 3.1.33 (2) 土壌汚染対策法による要措置区域

整理番号	指定年月日	指定番号	指定する区域の所在地※	面積 (m <sup>2</sup> )	して基準に適合しない 特定有害物質の種類
整-30-3	平成30年8月21日 (一部解除) 平成30年10月19日	形-32号	<p>村上市緑町五丁目11番1、11番3、11番4、3558番25、3585番3、3600番10、3600番11、3889番2村上市村上字田島3472番の一部、3473番1の一部、3497番4の一部、3497番5の一部、3498番3、3498番4、3498番5、3501番、3501番2、3502番1、3502番2、3502番3の一部、3502番4、3502番5、3502番6の一部、3502番7、3502番8、3503番、3503番2、3504番1、3504番2、3504番4、3505番、3505番2、3506番、3507番、3507番2、3508番、3509番、3509番2、3514番の一部</p> <p>村上市緑町四丁目3510番、3510番2、3511番1、3511番7の一部、3512番1、3513番</p> <p>村上市村上字田端3584番2の一部、3589番、3591番1、3591番2、3591番3、3592番1、3592番2、3592番3、3593番、3607番4、3607番5、3607番6、3607番7、3607番8、3608番3の一部、3608番4、3608番5の一部</p> <p>村上市田端町3608番9の一部、他</p>	47,328.68	砒素及びその化合物
整-R1-1	令和元年7月26日	形-33号	<p>新発田市東新町四丁目367番の一部、368番の一部、880番の一部</p>	222.7	<p>クロロエチレン</p> <p>シス-1,2-ジクロロエチレン</p> <p>テトラクロロエチレン</p> <p>トリクロロエチレン</p>

※ 指定時の地番を表記しているため、区域指定後の分筆等により現在の地番と異なる場合があります。

出典：新潟県HPより